

VIII 税 制

VIII 税 制

1. 令和6年度堺市税の税率	-----	55
2. 堺市税の税率の変遷（平成元年度以降）	-----	57
3. 令和5年度政令指定都市における主要税目税率一覧	-----	66
4. 令和5年度大阪府内市町村における主要税目税率一覧	-----	67
5. 不服申立てに関する調	-----	68
6. 税に関する訴訟に関する調	-----	69
7. 審査申出に関する調	-----	69

1. 令和6年度堺市税の税率

区分 税目		課 税 客 体	納 税 義 務 者	賦 課 期 日	課 税 標 準 及 び 税 率	申 告 期 限	納 期																																					
市 民 税	個 人	○区内に住所を有する個人 (均等割・所得割) ○区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該区内に住所を有しない者 (均等割)		1月1日	○均等割 3,000円 ○所得割 8%	市・府民税申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日 異動届出書 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日	○普通徴収 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 翌年1月4日～同月31日 ○特別徴収 毎月分 (6月～翌年5月) 徴収した月の翌月10日																																					
	法 人	○区内に事務所又は事業所を有する法人 (均等割・法人税割) ○区内に寮等を有する法人で、当該区内に事務所又は事業所を有しないもの (均等割) ○法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で区内に事務所又は事業所を有するもの (法人税割) ○法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものは法人とみなして法人の市民税に関する規定を適用する。(均等割・法人税割)			○均等割 <table><tr><td></td><td>区分</td><td>従業者数の合計数</td><td>税率 (年額)</td></tr><tr><td>1</td><td>次に掲げる法人 公共法人及び公益法人等、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人、保険業法の相互会社以外の法人で資本金又は出資金の額を有しない法人</td><td></td><td>5万円</td></tr><tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">資本金等の額が1千万円以下の法人</td><td>50人超</td><td>12万円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>5万円</td></tr><tr><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>15万円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>13万円</td></tr><tr><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>40万円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>16万円</td></tr><tr><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>175万円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>41万円</td></tr><tr><td rowspan="2">6</td><td rowspan="2">資本金等の額が50億円を超える法人</td><td>50人超</td><td>300万円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>41万円</td></tr></table> ○法人税割 8.4% ただし、資本金等の額が1億円以下で、かつ、課税標準となる法人税額が年800万円以下の法人 6.0%		区分	従業者数の合計数	税率 (年額)	1	次に掲げる法人 公共法人及び公益法人等、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人、保険業法の相互会社以外の法人で資本金又は出資金の額を有しない法人		5万円	2	資本金等の額が1千万円以下の法人	50人超	12万円	50人以下	5万円	3	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	15万円	50人以下	13万円	4	資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	50人超	40万円	50人以下	16万円	5	資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	50人超	175万円	50人以下	41万円	6	資本金等の額が50億円を超える法人	50人超	300万円	50人以下	41万円	法人税の申告期限
	区分	従業者数の合計数	税率 (年額)																																									
1	次に掲げる法人 公共法人及び公益法人等、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人、保険業法の相互会社以外の法人で資本金又は出資金の額を有しない法人		5万円																																									
2	資本金等の額が1千万円以下の法人	50人超	12万円																																									
		50人以下	5万円																																									
3	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	15万円																																									
		50人以下	13万円																																									
4	資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	50人超	40万円																																									
		50人以下	16万円																																									
5	資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	50人超	175万円																																									
		50人以下	41万円																																									
6	資本金等の額が50億円を超える法人	50人超	300万円																																									
		50人以下	41万円																																									
固 定 資 産 税	固定資産 土地 家屋 償却資産	固定資産の所有者	1月1日	○土地及び家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 ○償却資産 賦課期日における価格 免税点 { 土 地 30万円未満 家 屋 20 " 償却資産 150 "	1.4%	償却資産の申告 1月31日	第1期 5月1日～同月31日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 12月1日～同月25日 第4期 翌年2月1日～同月末日																																					

1. 令和6年度堺市税の税率（続）

区分 税目		課 税 客 体	納 税 義 務 者	賦 課 期 日	課 税 標 準 及 び 税 率	申 告 期 限	納 期																								
軽自動車税	種別割	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車	原動機付自転車、軽自動車、 小型特殊自動車及び二輪の 小型自動車の所有者	4月1日	■原動機付自転車及び二輪車等の税率【】内は標識の色 ○原動機付自転車 50cc以下（0.6kW以下）※特定小型原動機付自転車を含む【白】2,000円 50cc超 90cc以下（0.6kW超 0.8kW以下）【黄】2,000円 90cc超 125cc以下（0.8kW超 1kW以下）【桃】2,400円 三輪以上で20cc超 50cc以下（0.25kW超 0.6kW以下）（ミニカー）【青】3,700円 ○軽自動車 二輪で125cc超 250cc以下 及び 二輪のトレーラ 3,600円 ○二輪の小型自動車 250cc超 6,000円 ○小型特殊自動車 農耕用【緑】2,400円 その他【緑】5,900円 ■四輪以上及び三輪の軽自動車の税率 <table><tr><th></th><th>①H27.4.1以降の新車※</th><th>②新車登録から13年を経過</th><th>①と②以外</th></tr><tr><td>三輪</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td><td>3,100円</td></tr><tr><td>四輪乗用自家用</td><td>10,800円</td><td>12,900円</td><td>7,200円</td></tr><tr><td>〃 営業用</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>四輪貨物自家用</td><td>5,000円</td><td>6,000円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>〃 営業用</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td><td>3,000円</td></tr></table> ※グリーン化特例適用に該当する場合あり		①H27.4.1以降の新車※	②新車登録から13年を経過	①と②以外	三輪	3,900円	4,600円	3,100円	四輪乗用自家用	10,800円	12,900円	7,200円	〃 営業用	6,900円	8,200円	5,500円	四輪貨物自家用	5,000円	6,000円	4,000円	〃 営業用	3,800円	4,500円	3,000円	○取得申告 所有者等となった 日から15日以内 ○廃車・譲渡申告 所有者等でなく なった日から 30日以内	5月1日～5月31日
		①H27.4.1以降の新車※	②新車登録から13年を経過	①と②以外																											
三輪	3,900円	4,600円	3,100円																												
四輪乗用自家用	10,800円	12,900円	7,200円																												
〃 営業用	6,900円	8,200円	5,500円																												
四輪貨物自家用	5,000円	6,000円	4,000円																												
〃 営業用	3,800円	4,500円	3,000円																												
環境性能割	三輪以上の軽自動車	三輪以上の軽自動車の取得者		【乗用車】【貨物車】 <table><tr><td colspan="2">○電気、天然ガス</td><td>非課税</td></tr><tr><td colspan="3">○ハイブリッド車、ガソリン車</td></tr><tr><td>・R12年度燃費基準80%達成車 かつR2燃費基準達成車 (R4年度燃費基準105%達成車)</td><td>自家用 営業用</td><td>非課税</td></tr><tr><td>・R12年度燃費基準70%達成車 かつR2燃費基準達成車 (R4年度燃費基準達成車)</td><td>自家用 営業用</td><td>1.0% 0.5%</td></tr><tr><td>・R12年度燃費基準60%達成車 かつR2燃費基準達成車 (R4年度燃費基準95%達成車)</td><td>自家用 営業用</td><td>2.0% 1.0%</td></tr><tr><td>○上記以外</td><td>自家用 営業用</td><td>2.0%</td></tr></table> () 括弧内は貨物車の燃費要件	○電気、天然ガス		非課税	○ハイブリッド車、ガソリン車			・R12年度燃費基準80%達成車 かつR2燃費基準達成車 (R4年度燃費基準105%達成車)	自家用 営業用	非課税	・R12年度燃費基準70%達成車 かつR2燃費基準達成車 (R4年度燃費基準達成車)	自家用 営業用	1.0% 0.5%	・R12年度燃費基準60%達成車 かつR2燃費基準達成車 (R4年度燃費基準95%達成車)	自家用 営業用	2.0% 1.0%	○上記以外	自家用 営業用	2.0%	大阪府による賦課徴収								
○電気、天然ガス		非課税																													
○ハイブリッド車、ガソリン車																															
・R12年度燃費基準80%達成車 かつR2燃費基準達成車 (R4年度燃費基準105%達成車)	自家用 営業用	非課税																													
・R12年度燃費基準70%達成車 かつR2燃費基準達成車 (R4年度燃費基準達成車)	自家用 営業用	1.0% 0.5%																													
・R12年度燃費基準60%達成車 かつR2燃費基準達成車 (R4年度燃費基準95%達成車)	自家用 営業用	2.0% 1.0%																													
○上記以外	自家用 営業用	2.0%																													
市たばこ税	売渡した製造たばこ	卸売販売業者等		売渡し本数1,000本につき 6,552円	毎月末日までに前月の売渡し分を申告納付																										
入湯税	市内の鉱泉浴場における入湯	市内の鉱泉浴場に入湯する者		1人1日につき75円	毎月15日	申告期限と同じ																									
事業所税	事業所等において法人又は個人が行う事業	事業を行う法人又は個人		資産割 各事業所床面積の合計面積1㎡につき600円 免税点 1,000㎡以下 従業者割 従業者給与総額の100分の0.25 免税点 100人以下	法人 事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人 翌年の3月15日まで																										
都市計画税	市街化区域内の土地・家屋	土地・家屋の所有者	1月1日	土地及び家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の100分の0.3 免税点 固定資産税が免税となるもの		固定資産税と併せて 賦課徴収するため 固定資産税の納期と同一																									

〔税制課〕

2. 堺市税の税率変遷（平成元年度以降）

区 分			平成元・2	3～5	6
税 目					
市 民 税	個 人	均 等 割	2,500円	同 左	同 左
		所 得 割	120万円以下 3 % 120万円超 8 % 500万円 “ 11%	160万円以下 3 % 160万円超 8 % 500万円 “ 11%	同 左
	法 人	均 等 割	○資本等の金額50億円超 従業者 50人超 3,000,000 円 “ 50人以下 400,000 円 ○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人超 1,750,000 円 “ 50人以下 400,000 円 ○資本等の金額 1 億円超10億円以下 従業者 50人超 400,000 円 “ 50人以下 150,000 円 ○資本等の金額 1 千万円超 1 億円以下 従業者 50人超 150,000 円 “ 50人以下 120,000 円 ○資本等の金額 1 千万円以下 従業者 50人超 120,000 円 ○上記以外 40,000 円	同 左	○資本等の金額50億円超 従業者 50人超 3,000,000 円 “ 50人以下 410,000 円 ○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人超 1,750,000 円 “ 50人以下 410,000 円 ○資本等の金額 1 億円超10億円以下 従業者 50人超 400,000 円 “ 50人以下 160,000 円 ○資本等の金額 1 千万円超 1 億円以下 従業者 50人超 150,000 円 “ 50人以下 130,000 円 ○資本等の金額 1 千万円以下 従業者 50人超 120,000 円 “ 50人以下 50,000 円 ○上記以外 50,000 円
		法 人 税 割	○資本等の金額が 1 億円以下で、かつ、法人税額 が年800万円以下である中小法人等…12.3% ○上記以外の法人……14.7%	同 左	同 左
	固 定 資 産 税			1.4%	同 左
軽 自 動 車 税			○原動機付自転車 50cc以下 1,000円 “ (ミニカー) 2,500円 90cc以下 1,200円 90cc超 1,600円 ○軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪乗用自家用 7,200円 “ 営業用 5,500円 四輪貨物自家用 4,000円 “ 営業用 3,000円 ○小型特殊自動車 農 耕 用 1,600円 そ の 他 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円	同 左	同 左
市 た ば こ 税			【平成元年度～】 1,997円／千本 (旧3級品948円)	同 左	同 左
特別土地保有税			保有分 1.4 %、取得分 3 %	保有分1.4%、取得分3% (平3創設)遊休土地分1.4%	同 左 (遊休土地分廃止)
入 湯 税			－	－	－
事 業 所 税			新增設 6,000円／㎡ 資産割 600円／㎡ 従業者割0.25／100	同 左	同 左
都 市 計 画 税			0.3%	同 左	同 左
商品切手発行税			4%	同 左	廃 止
電 気 税			廃 止 (平成元年)	－	－
ガ ス 税			廃 止 (平成元年)	－	－

2. 堺市税の税率変遷（続）

区 分			平成7・8	9・10	11・12
税 目					
市 民 税	個 人	均等割	3,000円（平成8年）	同 左	同 左
		所得割	200万円以下 3 % 700万円以下 8 % 700万円超 11%	200万円以下 3 % 700万円以下 8 % 700万円超 12%	200万円以下 3 % 700万円以下 8 % 700万円超 10%
	法 人	均等割	○資本等の金額50億円超 従業者 50人超 3,000,000 円 " 50人以下 410,000 円 ○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人超 1,750,000 円 " 50人以下 410,000 円 ○資本等の金額 1 億円超10億円以下 従業者 50人超 400,000 円 " 50人以下 160,000 円 ○資本等の金額 1 千万円超 1 億円以下 従業者 50人超 150,000 円 " 50人以下 130,000 円 ○資本等の金額 1 千万円以下 従業者 50人超 120,000 円 " 50人以下 50,000 円 ○上記以外 50,000 円	同 左	同 左
		法人税割	○資本等の金額が 1 億円以下で、かつ、法人税額が年800万円以下である中小法人等…12.3% ○上記以外の法人……14.7%	同 左	同 左
		固定資産税	1.4%	同 左	同 左
軽自動車税		○原動機付自転車 50cc以下 1,000円 " (ミニカー) 2,500円 90cc以下 1,200円 90cc超 1,600円 ○軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪乗用自家用 7,200円 " 営業用 5,500円 四輪貨物自家用 4,000円 " 営業用 3,000円 ○小型特殊自動車 農 耕 用 1,600円 そ の 他 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円	同 左	同 左	
市たばこ税		1,997円／千本（旧3級品948円）	【平成9年度～】 2,434円／千本（旧3級品1,155円）	【平成11年5月1日～】 2,668円／千本（旧3級品1,266円）	
特別土地保有税		保有分1.4%、取得分3%	同 左	同 左	
入 湯 税		－	－	－	
事業所税		新增設 6,000円／㎡ 資産割 600円／㎡ 従業者割0.25／100	同 左	同 左	
都市計画税		0.3%	同 左	同 左	
商品切手発行税		－	－	－	
電 気 税		－	－	－	
ガ ス 税		－	－	－	

〔税制課〕

2. 堺市税の税率変遷（続）

区 分			平成13・14	15・16	17
税 目	個人	均等割	3,000円	同 左	同 左
		所得割	200万円以下 3 % 700万円以下 8 % 700万円超 10%	同 左	同 左
市 民 税	法人	均等割	○資本等の金額50億円超 従業者 50人超 3,000,000 円 " 50人以下 410,000 円 ○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人超 1,750,000 円 " 50人以下 410,000 円 ○資本等の金額 1 億円超10億円以下 従業者 50人超 400,000 円 " 50人以下 160,000 円 ○資本等の金額 1 千万円超 1 億円以下 従業者 50人超 150,000 円 " 50人以下 130,000 円 ○資本等の金額 1 千万円以下 従業者 50人超 120,000 円 " 50人以下 50,000 円 ○上記以外 50,000 円	同 左	同 左
		法人税割	○資本等の金額が 1 億円以下で、かつ、法人税額が年800万円以下である中小法人等 ……12.3% ○上記以外の法人 ……14.7%	同 左	○資本等の金額が 1 億円以下で、かつ、法人税額が年800万円以下である中小法人等 ……12.3% ○上記以外の法人 ……14.7% (合併前から旧美原町の区域内に主たる事務所等を有する法人で平成17年2月1日～平成22年3月31日までに終了する事業年度分は12.3%)
固 定 資 産 税			1.4%	同 左	同 左
軽 自 動 車 税			○原動機付自転車 50cc以下 1,000円 " (ミニカー) 2,500円 90cc以下 1,200円 90cc超 1,600円 ○軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪乗用自家用 7,200円 " 営業用 5,500円 四輪貨物自家用 4,000円 " 営業用 3,000円 ○小型特殊自動車 農 耕 用 1,600円 そ の 他 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円	同 左	同 左
市 た ば こ 税			2,668円／千本 (旧3級品1,266円)	【平成15年7月1日～】 2,977円／千本 (旧3級品1,412円)	同 左
特別土地保有税			保有分1.4%、取得分3%	停 止	同 左
入 湯 税			1人1日75円 (平成13年創設)	同 左	同 左
事 業 所 税			新增設 6,000円／㎡ 資産割 600円／㎡ 従業者割0.25／100	資産割600円／㎡ 従業者割0.25／100 (新增設廃止)	同 左 (合併前から旧美原町の区域内に存する主たる事業所等において法人又は個人が行う事業について、法人は平成22年3月31日までに終了する事業年度分、個人は平成21年分まで課税しない。)
都 市 計 画 税			0.3%	同 左	0.3% (旧美原町の区域内の土地・家屋に対しては、平成21年度分までは0.2%)

〔税制課〕

2. 堺市税の税率変遷（続）

区 分			平成18	19	20・21
税 目	個人	均等割	3,000円	同 左	同 左
		所得割	200万円以下 3% 700万円以下 8% 700万円超 10%	6%	同 左
市 民 税	法人	均等割	○資本金等の額50億円超 従業者 50人超 3,000,000 円 " 50人以下 410,000 円 ○資本金等の額10億円超50億円以下 従業者 50人超 1,750,000 円 " 50人以下 410,000 円 ○資本金等の額 1 億円超10億円以下 従業者 50人超 400,000 円 " 50人以下 160,000 円 ○資本金等の額 1 千万円超 1 億円以下 ○資本等の金額 1 千万円以下 従業者 50人超 120,000 円 ○資本金等の額 1 千万円以下 ○上記以外 50,000 円	○資本金等の金額50億円超 従業者 50人超 3,000,000 円 " 50人以下 410,000 円 ○資本金等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人超 1,750,000 円 " 50人以下 410,000 円 ○資本金等の金額 1 億円超10億円以下 従業者 50人超 400,000 円 " 50人以下 160,000 円 ○資本金等の金額 1 千万円超 1 億円以下 従業者 50人超 150,000 円 " 50人以下 130,000 円 ○資本金等の金額 1 千万円以下 従業者 50人超 120,000 円 " 50人以下 50,000 円 ○上記以外 50,000 円	○次に掲げる法人 50,000円 ・公共法人及び公益法人等 ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・保険業法の相互会社以外の法人で 資本金又は出資金の額を有しない法人 ○資本金等の額が1千万円以下 従業者 50人以下 50,000円 " 50人超 120,000円 ○資本金等の金額 1 千万円超 1 億円以下 従業者 50人以下 130,000円 " 50人超 150,000円 ○資本金等の金額 1 億円超10億円以下 従業者 50人以下 160,000円 " 50人超 400,000円 ○資本金等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人以下 410,000円 " 50人超 1,750,000円 ○資本金等の金額50億円超 従業者 50人以下 410,000円 " 50人超 3,000,000円
		法人税割	○資本金等の額が 1 億円以下で、かつ、法人税額が年 800万円以下である中小法人等 ……12.3% ○上記以外の法人 ……14.7% (合併前から旧美原町の区域内に主たる事務所等を有 する法人で平成17年2月1日～平成22年3月31日ま でに終了する事業年度分は12.3%)	同 左	同 左
		固 定 資 産 税			1.4%
軽 自 動 車 税			○原動機付自転車 50cc以下 1,000円 " (ミニカー) 2,500円 90cc以下 1,200円 90cc超 1,600円 ○軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪乗用自家用 7,200円 " 営業用 5,500円 四輪貨物自家用 4,000円 " 営業用 3,000円 ○小型特殊自動車 農 耕 用 1,600円 そ の 他 4,700円 ○二輪の小型自動車 4,000円	同 左	同 左
市 た ば こ 税			【平成18年7月1日～】 3,298円／千本 (旧3級品1,564円)	同 左	同 左
特別土地保有税			停 止	同 左	同 左
入 湯 税			1人1日75円	同 左	同 左
事 業 所 税			資産割 600円／㎡、従業者割0.25／100 (合併前から旧美原町の区域内に存する主たる事業所等において 法人又は個人が行う事業について、法人は平成22年3月31日までに 終了する事業年度分、個人は平成21年分まで課税しない。)	同 左	同 左
都 市 計 画 税			0.3% (旧美原町の区域内の土地・家屋に対しては、平成21 年度分までは0.2%)	同 左	同 左

〔税制課〕

2. 堺市税の税率変遷（続）

区 分			平成22～24	25	26	27
税 目						
市 民 税	個 人	均 等 割	3,000円	同 左	3,500円	同 左
		所 得 割	6%	同 左	同 左	同 左
	法 人	均 等 割	○次に掲げる法人 50,000円 ・公共法人及び公益法人等 ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・保険業法の相互会社以外の法人で 資本金又は出資金の額を有しない法人 ○資本金等の額が1千万円以下 従業者 50人以下 50,000円 " 50人超 120,000円 ○資本金等の金額 1 千万円超 1 億円以下 従業者 50人以下 130,000円 " 50人超 150,000円 ○資本金等の金額 1 億円超10億円以下 従業者 50人以下 160,000円 " 50人超 400,000円 ○資本金等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人以下 410,000円 " 50人超 1,750,000円 ○資本金等の金額50億円超 従業者 50人以下 410,000円 " 50人超 3,000,000円	同 左	同 左	同 左
		法 人 税 割	○資本金等の金額が1 億円以下で、かつ、法人 税額が年800万円以下である中小法人等…… 12.3% ○上記以外の法人……14.7%	同 左	○資本金等の金額が1 億円以下で、か つ、法人税額が年800万円以下である 中小法人等 ……12.3%（9.7%） ○上記以外の法人……14.7% （12.1%） ※（ ）内の率は、平成26年10月1日 以後に開始する事業年度の税率	○資本金等の金額が1 億円以下で、か つ、法人税額が年800万円以下である中 小法人等 ……9.7% ○上記以外の法人……12.1%
	固 定 資 産 税		1.4%	同 左	同 左	同 左
軽 自 動 車 税		○原動機付自転車				○原動機付自転車
		50cc以下 1,000円				50cc以下 1,000円
		" (ミニカー) 2,500円				" (ミニカー) 2,500円
		90cc以下 1,200円				90cc以下 1,200円
		90cc超 1,600円				90cc超 1,600円
		○軽自動車				○軽自動車
		二輪 2,400円	同 左	同 左	二輪 2,400円	
		三輪 3,100円			三輪 3,900円	
		四輪乗用自家用 7,200円			四輪乗用自家用 ※H27.4.1以降の新車のみ 10,800円	
		" 営業用 5,500円			" 営業用 6,900円	
		四輪貨物自家用 4,000円			四輪貨物自家用 5,000円	
		" 営業用 3,000円			" 営業用 3,800円	
○小型特殊自動車			○小型特殊自動車			
農 耕 用 1,600円			農 耕 用 1,600円			
そ の 他 4,700円			そ の 他 4,700円			
○二輪の小型自動車 4,000円			○二輪の小型自動車 4,000円			
市 た ば こ 税		【平成22年10月1日～】 4,618円／千本（旧3級品2,190円）	【平成25年4月1日～】 5,262円／千本（旧3級品2,495円）	同 左	同 左	
特別土地保有税		停 止	同 左	同 左	同 左	
入 湯 税		1 人 1 日75円	同 左	同 左	同 左	
事 業 所 税		資産割 600円／㎡、従業者割0.25／100	同 左	同 左	同 左	
都 市 計 画 税		0.3%	同 左	同 左	同 左	

〔税制課〕

2. 堺市税の税率変遷（続）

区 分			税 目				平成28	29	30
市 民 税	個 人	均 等 割	3,500円				同 左	同 左	
		所 得 割	6%				同 左	8%	
	法 人	均 等 割	○次に掲げる法人 50,000円 ・公共法人及び公益法人 ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・保険業法の相互会社以外の法人で 資本金又は出資金の額を有しない法人 ○資本金等の額が1千万円以下 従業者 50人以下 50,000円 " 50人超 120,000円 ○資本金等の金額 1 千万円超 1 億円以 従業者 50人以下 130,000円 " 50人超 150,000円 ○資本金等の金額 1 億円超10億円以下 従業者 50人以下 160,000円 " 50人超 400,000円 ○資本金等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人以下 410,000円 " 50人超 1,750,000円 ○資本金等の金額50億円超 従業者 50人以下 410,000円 " 50人超 3,000,000円				同 左	同 左	
		法 人 税 割	○資本金等の金額が 1 億円以下で、かつ、法人税額が 年800万円以下である中小法人等 ……9.7% ○上記以外の法人……12.1%				同 左	同 左	
	固 定 資 産 税			1.4%				同 左	同 左
軽 自 動 車 税			○原動機付自転車 50cc以下 2,000円 " (ミニカー) 3,700円 50cc超 90cc以下 2,000円 90cc超 125cc以下 2,400円 ○軽自動車 3,600円 二輪で125cc超 250cc ○小型特殊自動車 2,400円 農 耕 用 5,900円 そ の 他 6,000円 ○二輪の小型自動車 ○三輪及び四輪 ①H27.4.1以降の新車※ ②新車登録から13年を経過 ①と②以外 三輪 3,900円 4,600円 3,100円 四輪乗用自家用 10,800円 12,900円 7,200円 " 営業用 6,900円 8,200円 5,500円 四輪貨物自家用 5,000円 6,000円 4,000円 " 営業用 3,800円 4,500円 3,000円 ※グリーン化特例適用に該当する場合あり				同 左	同 左	
市 た ば こ 税			【平成28年4月1日～（※旧3級品のみ）】 5,262円／千本（旧3級品2,925円）				【平成29年4月1日～ （※旧3級品のみ）】 5,262円／千本（旧3級品3,355円）	【平成30年4月1日～（※旧3級品のみ）】 5,262円／千本（旧3級品4,000円） 【平成30年10月1日～（※旧3級品以外）】 5,692円／千本（旧3級品4,000円）	
特別土地保有税			停 止				同 左	同 左	
入 湯 税			1人1日75円				同 左	同 左	
事 業 所 税			資産割 600円／㎡、従業者割 0.25／100				同 左	同 左	
都 市 計 画 税			0.3%				同 左	同 左	

〔税制課〕

区分			税目	
			令和元	2
市民税	個人	均等割	3,500円	同 左
		所得割	8%	同 左
	法人	均等割	○次に掲げる法人 ・公共法人及び公益法人等 ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・保険業法の相互会社以外の法人で 資本金又は出資金の額を有しない法人 ○資本金等の額が1千万円以下 従業者 50人以下 50,000円 〃 50人超 120,000円 ○資本金等の金額 1 千万円超 1 億円以下 従業者 50人以下 130,000円 〃 50人超 150,000円 ○資本金等の金額 1 億円超10億円以下 従業者 50人以下 160,000円 〃 50人超 400,000円 ○資本金等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人以下 410,000円 〃 50人超 1,750,000円 ○資本金等の金額50億円超 従業者 50人以下 410,000円 〃 50人超 3,000,000円	同 左
		法人税割	○資本金等の金額が1 億円以下で、かつ、法人税額が 年800万円以下である中小法人等 ……9.7% (6.0%) ○上記以外の法人……12.1% (8.4%) ※ () 内の率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度の税率	○資本金等の金額が1 億円以下で、かつ、法人税額が 年800万円以下である中小法人等 ……6.0% ○上記以外の法人……8.4%
	固定資産税		1.4%	同 左
軽自動車税	種別割	○原動機付自転車 50cc以下 2,000円 〃 (ミニカー) 3,700円 50cc超 90cc以下 2,000円 90cc超 125cc以下 2,400円 ○軽自動車 3,600円 二輪で125cc超 250cc以下 ○小型特殊自動車 2,400円 農 耕 用 5,900円 そ の 他 6,000円 ○二輪の小型自動車 ○三輪及び四輪 ①H27.4.1以降の新車※ ②新車登録から13年を経過 ①と②以外 三輪 3,900円 4,600円 3,100円 四輪乗用自家用 10,800円 12,900円 7,200円 〃 営業用 6,900円 8,200円 5,500円 四輪貨物自家用 5,000円 6,000円 4,000円 〃 営業用 3,800円 4,500円 3,000円 ※グリーン化特例適用に該当する場合あり	同 左	
	環境性能割	〔乗用車〕〔貨物車〕 ○電気、天然ガス 非課税 ○ハイブリッド車、ガソリン車 ・R2年度燃費基準＋10％達成 自家用・営業用 非課税 (H27年度燃費基準＋20％達成) ・R2年度燃費基準達成 自家用 1.0％ ※非課税 (H27年度燃費基準＋15％達成) 営業用 0.5％ ・H27年度燃費基準＋10％達成 自家用 2.0％ ※1.0％ (H27年度燃費基準＋10％達成) 営業用 1.0％ ○上記以外 自家用・営業用 2.0％ () 括弧内は貨物車の燃費要件 ※令和元年10月1日～令和2年9月30日に乗用（自家用）を取得した場合	〔乗用車〕〔貨物車〕 ○電気、天然ガス 非課税 ○ハイブリッド車、ガソリン車 ・R2年度燃費基準＋10％達成 自家用・営業用 非課税 (H27年度燃費基準＋20％達成) ・R2年度燃費基準達成 自家用 1.0％ ※非課税 (H27年度燃費基準＋15％達成) 営業用 0.5％ ・H27年度燃費基準＋10％達成 自家用 2.0％ ※1.0％ (H27年度燃費基準＋10％達成) 営業用 1.0％ ○上記以外 自家用・営業用 2.0％ () 括弧内は貨物車の燃費要件 ※令和元年10月1日～令和3年3月31日に乗用（自家用）を取得した場合	
市たばこ税		【令和元年10月1日～（※旧3級品のみ）】 5,692円／千本	【令和2年10月1日～】 6,122円／千本	
特別土地保有税		停 止	同 左	
入湯税		1人1日75円	同 左	
事業所税		資産割 600円／㎡、従業者割 0.25／100	同 左	
都市計画税		0.3%	同 左	

63

2. 堺市税の税率変遷（続）

区 分			令和3	4
税 目				
市 民 税	個 人	均 等 割	3,500円	同 左
		所 得 割	8%	同 左
	法 人	均 等 割	○次に掲げる法人 ・公共法人及び公益法人等 ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・保険業法の相互会社以外の法人で 資本金又は出資金の額を有しない法人 ○資本金等の額が1千万円以下 従業者 50人以下 50,000円 " 50人超 120,000円 ○資本金等の金額 1 千万円超 1 億円以下 従業者 50人以下 130,000円 " 50人超 150,000円 ○資本金等の金額 1 億円超10億円以下 従業者 50人以下 160,000円 " 50人超 400,000円 ○資本金等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人以下 410,000円 " 50人超 1,750,000円 ○資本金等の金額50億円超 従業者 50人以下 410,000円 " 50人超 3,000,000円	同 左
		法 人 税 割	○資本金等の金額が 1 億円以下で、かつ、法人税額が 年800万円以下である中小法人等 …… 6.0% ○上記以外の法人……8.4%	同 左
	固 定 資 産 税		1.4%	同 左
軽 自 動 車 税	種 別 割	○原動機付自転車 50cc以下 2,000円 " (ミニカー) 3,700円 50cc超 90cc以下 2,000円 90cc超 125cc以下 2,400円 ○軽自動車 3,600円 二輪で125cc超 250cc以下 ○小型特殊自動車 2,400円 農 耕 用 5,900円 そ の 他 6,000円 ○二輪の小型自動車 ○三輪及び四輪 三 輪 3,900円 四輪乗用自家用 10,800円 " 営業用 6,900円 四輪貨物自家用 5,000円 " 営業用 3,800円	①H27.4.1以降の新車※ ②新車登録から13年を経過 ①と②以外	同 左
		※グリーン化特例適用に該当する場合あり		
	環 境 性 能 割	〔乗用車〕〔貨物車〕 ○電気、天然ガス 非課税 ○ハイブリッド車、ガソリン車 ・R12年度燃費基準75%達成車 かつR2燃費基準達成車 (H27年度燃費基準25%向上達成車) 自家用・営業用 非課税 ・R12年度燃費基準60%達成車 かつR2燃費基準達成車 (H27年度燃費基準20%向上達成車) 自家用 1.0% ※非課税 営業用 0.5% ・R12年度燃費基準55%達成車 (H27年度燃費基準15%向上達成車) 自家用 2.0% ※1.0% 営業用 1.0% ○上記以外 自家用・営業用 2.0% () 括弧内は貨物車の燃費要件 ※令和元年10月1日～令和3年12月31日に乗用（自家用）を取得した場合	〔乗用車〕〔貨物車〕 ○電気、天然ガス 非課税 ○ハイブリッド車、ガソリン車 ・R12年度燃費基準75%達成車 かつR2燃費基準達成車 (H27年度燃費基準25%向上達成車) 自家用・営業用 非課税 ・R12年度燃費基準60%達成車 かつR2燃費基準達成車 (H27年度燃費基準20%向上達成車) 自家用 1.0% 営業用 0.5% ・R12年度燃費基準55%達成車 (H27年度燃費基準15%向上達成車) 自家用 2.0% 営業用 1.0% ○上記以外 自家用・営業用 2.0% () 括弧内は貨物車の燃費要件	
市 た ば こ 税		【令和3年10月1日～】 6,552円／千本	同 左	
特 別 土 地 保 有 税		停 止	同 左	
入 湯 税		1人1日75円	同 左	
事 業 所 税		資産割 600円／㎡、従業員割 0.25／100	同 左	
都 市 計 画 税		0.3%	同 左	

〔税制課〕

2. 堺市税の税率変遷（続）

区 分			令和5	令和6																							
税 目	個 人	均 等 割	3,500円	3,000円																							
		所 得 割	8%	同 左																							
	法 人	均 等 割	○次に掲げる法人 ・公共法人及び公益法人等 ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・保険業法の相互会社以外の法人で 資本金又は出資金の額を有しない法人 ○資本金等の額が1千万円以下 従業者 50人以下 50,000円 " 50人超 120,000円 ○資本金等の金額 1 千万円超 1 億円以下 従業者 50人以下 130,000円 " 50人超 150,000円 ○資本金等の金額 1 億円超10億円以下 従業者 50人以下 160,000円 " 50人超 400,000円 ○資本金等の金額10億円超50億円以下 従業者 50人以下 410,000円 " 50人超 1,750,000円 ○資本金等の金額50億円超 従業者 50人以下 410,000円 " 50人超 3,000,000円	同 左																							
		法 人 税 割	○資本金等の金額が1 億円以下で、かつ、法人税額が 年800万円以下である 中小法人等 ……6.0% ○上記以外の法人……8.4%	同 左																							
	固 定 資 産 税		1.4%	同 左																							
軽 自 動 車 税	種 別 割	○原動機付自転車 50cc以下 2,000円 " (ミニカー) 3,700円 50cc超 90cc以下 2,000円 90cc超 125cc以下 2,400円 ○軽自動車 3,600円 二輪で125cc超 250cc以下 ○小型特殊自動車 2,400円 農 耕 用 5,900円 そ の 他 6,000円 ○二輪の小型自動車 <table><tr><td>○三輪及び四輪</td><td>①H27.4.1以降の新車※</td><td>②新車登録から13年を経過</td><td>①と②以外</td></tr><tr><td>三輪</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td><td>3,100円</td></tr><tr><td>四輪乗用自家用</td><td>10,800円</td><td>12,900円</td><td>7,200円</td></tr><tr><td>" 営業用</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>四輪貨物自家用</td><td>5,000円</td><td>6,000円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>" 営業用</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td><td>3,000円</td></tr></table> ※グリーン化特例適用に該当する場合あり	○三輪及び四輪	①H27.4.1以降の新車※	②新車登録から13年を経過	①と②以外	三輪	3,900円	4,600円	3,100円	四輪乗用自家用	10,800円	12,900円	7,200円	" 営業用	6,900円	8,200円	5,500円	四輪貨物自家用	5,000円	6,000円	4,000円	" 営業用	3,800円	4,500円	3,000円	同 左
	○三輪及び四輪	①H27.4.1以降の新車※	②新車登録から13年を経過	①と②以外																							
	三輪	3,900円	4,600円	3,100円																							
四輪乗用自家用	10,800円	12,900円	7,200円																								
" 営業用	6,900円	8,200円	5,500円																								
四輪貨物自家用	5,000円	6,000円	4,000円																								
" 営業用	3,800円	4,500円	3,000円																								
環 境 性 能 割	【乗用車】 【貨物車】 【～令和5年12月31日】 【乗用車】 【貨物車】 【令和6年1月1日～】		【乗用車】 【貨物車】 【令和6年1月1日～】																								
市 た ば こ 税		【令和3年10月1日～】 6,552円／千本		同 左																							
特 別 土 地 保 有 税		停 止		同 左																							
入 湯 税		1人1日75円		同 左																							
事 業 所 税		資産割 600円／㎡、従業者割 0.25／100		同 左																							
都 市 計 画 税		0.3%		同 左																							

〔税制課〕

3. 令和5年度政令指定都市における主要税目税率一覧

(1) 個人市民税

標準税率	均等割	3,500 円	標準税率以外の税率を採用する市	均等割・・・3団体（横浜市4,400円、名古屋市3,300円、神戸市3,900円）
	所得割	8 %		所得割・・・1団体（名古屋市7.7%）

(2) 法人市民税

(単位 千円、%)

都市名	法 人 均 等 割 額								左記に掲 げる法人 以外の法 人等	税率	不均一課税の内容
	資本金等の額										
	50億円 超	10億円 超 50億円 以下	10億円 超	1億円 超 10億円 以下	1億円 超 10億円 以下	1千万円 超 1億円 以下	1千万円 超 1億円 以下	1千万円 以下			
	従業者数の合計数										
	50人 超	50人 超	50人 以下	50人 超	50人 以下	50人 超	50人 以下	50人 超			
札幌市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.2%	資本金等の額が1億円以下で法人税額が年1000万円以下の法人等…6.0%
仙台市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下で法人税額が年1000万円以下の法人等…6.0%
さいたま市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下で法人税額が年1000万円以下の法人等…6.0%
千葉市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円を超え5億円未満の法人…7.2% 資本金等の額が1億円以下の法人等…6.0%
川崎市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が5億円以上10億円未満の法人…7.2% 資本金等の額が5億円未満の法人等…6.0%
横浜市	3,270	1,907.5	446.9	436	174.4	163.5	141.7	130.8	54.5	8.4%	資本金等の額が5億円以上10億円未満の法人…7.2% 資本金等の額が5億円未満の法人等…6.0%
相模原市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が5億円以上10億円未満の法人…7.2% 資本金等の額が5億円未満の法人等…6.0%
新潟市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1000万円未満で法人税額が年210万円未満の法人…7.2%
静岡市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	6.0%	
浜松市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	6.0%	
名古屋市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下で法人税額が年2500万円以下の法人等…6.0%
京都市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.2%	資本金等の額が3億円以下で法人税額が年1600万円以下の法人等…6.0%
大阪市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.2%	資本金等の額が1億円以下で法人税額が年2000万円以下の法人等…6.0%
堺市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下で法人税額が年800万円以下の法人…6.0%
神戸市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下で法人税額が年1600万円以下の法人等…6.0%
岡山市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	（不均一課税は実施していない）
広島市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下で法人税額が年240万円以下の法人…6.0%
北九州市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.2%	資本金等の額が1億円以下で法人税額が年1000万円以下の法人…6.0%
福岡市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	120	50	8.4%	資本金等の額が1000万円以下の法人等…7.6%
熊本市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	（不均一課税は実施していない）

（注）太字の数値は超過課税により課税していることを示す

(3) 固定資産税

標準税率	1.4%	標準税率以外の税率を採用する市	なし。ただし、岡山市については、地方活力向上地域内の移転型・拡充型事業0～0.933%
------	------	-----------------	---

(4) 都市計画税

制限税率	0.3%	制限税率以外の税率を採用する市	0.28% ……1団体（新潟市）
------	------	-----------------	------------------

〔税制課〕

4. 令和5年度大阪府内市町村における主要税目税率一覧

(1) 個人市民税

標準税率	均等割	3,500 円	標準税率以外を採用する市町村	3,200 円・・・1団体（田尻町）
	所得割	6 % （大阪市、堺市は8%）	標準税率以外を採用する市町村	5.4 %・・・1団体（田尻町）

(2) 法人市民税

（単位 千円、%）

市町村名	法 人 均 等 割 額								左記に掲げる法人以外の法人等	税率	法 人 税 割 不均一課税の内容
	資本金等の額										
	50億円超	10億円超 50億円以下	10億円超	1億円超 10億円以下	1億円超 10億円以下	1千万円超 1億円	1千万円超 1億円	1千万円以下			
	従業者数の合計数										
	50人超	50人超	50人以下	50人超	50人以下	50人超	50人以下	50人超			
大 阪 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.2%	資本金等の額が1億円以下、法人税額が年2000万円以下の法人等…6.0%
堺 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下、法人税額が年800万円以下の法人…6.0%
岸 和 田 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が5000万円以下の法人等…6.0%
豊 中 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
池 田 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
吹 田 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億5000万円以下の法人等…6.0%
泉 大 津 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
高 槻 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
貝 塚 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
守 口 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
枚 方 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
茨 木 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
八 尾 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
泉 佐 野 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	資本金等の額が1億円以下の法人等…6.0%
富 田 林 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下の法人等…6.0%
寝 屋 川 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
河 内 長 野 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	資本金等の額が1億円以下の法人等…6.0%
松 原 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
大 東 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	50	8.4%	
和 泉 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
箕 面 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
柏 原 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
羽 曳 野 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
門 真 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
摂 津 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
高 石 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下の法人等…6.0%
藤 井 寺 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
東 大 阪 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下、法人税額が年800万円以下の法人等…6.0%
泉 南 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	資本金等の額が1億円未満の法人等…6.0%
四 條 畷 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
交 野 市	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
大 阪 狭 山 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下の法人等…6.0%
阪 南 市	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
島 本 町	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
豊 能 町	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	
能 勢 町	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	6.0%	
忠 岡 町	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が5000万円以下の法人等…6.0%
熊 取 町	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	8.4%	資本金等の額が1億円以下の法人等…6.0%
田 尻 町	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	6.0%	
岬 町	3,600	2,100	492	480	192	180	156	144	60	8.4%	
太 子 町	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	6.0%	
河 南 町	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	6.0%	
千 早 赤 阪 村	3,000	1,750	410	400	160	150	130	120	50	6.0%	

（注）太字の数値は超過課税により課税していることを示す

(3) 固定資産税

標準税率	1.4%	標準税率以外の税率を採用する市町村	なし
------	------	-------------------	----

(4) 都市計画税

制限税率	0.3%	制限税率以外の税率を採用する市町村	0.2%・・・2団体（大阪狭山市、河南町）
		都市計画税を課税していない市町村	7団体（豊能町、能勢町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村）

〔税制課〕

5. 不服申立てに関する調

区分		要処理件数			処理済件数						令和6年度への繰越		
		令和4年度 より繰越	令和5年度中 発生	計	却下	棄却	一部取下	全部取消	取下	計	国又は他の 地方団体決定 の繰越に伴う もの	その他	計
賦 課	個人市民税		1	1						0		1	1
	法人市民税			0						0			0
	固定資産税			0						0			0
	その他の税	1		1		1				1			0
徴 収	滞納処分			0						0			0
	その他			0						0			0
その他				0						0			0
合計		1	1	2	0	1	0	0	0	1	0	1	1

〔税制課〕

6. 税に関する訴訟に関する調

区分	令和4年度末 継続事件数	令和5年度中 発生件数	計	計の事件発生年度別内訳						令和5年度中 の完結件数	完結事由						令和5年度末 係属件数	左の係属審級の内訳		
				H30 以前	R1	R2	R3	R4	R5		取下	却下	和解	勝訴	一部 敗訴	敗訴		1審	2審	3審
賦課	個人市民税		0														0			
	法人市民税		0														0			
	固定資産税		0														0			
	その他の税		0														0			
徴収	滞納処分		0														0			
	その他		0														0			
その他			0														0			
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

〔税制課〕

7. 審査申出に関する調

	要処理件数					処理件数						令和6年度へ 繰越
	令和4年度より 繰越	筆数・棟数	令和5年度中 申出	筆数・棟数	計	却下	棄却	認容	一部認容	取下	計	
土地	7	7	3	3	10	3	7				10	0
家屋					0						0	
償却資産					0						0	
計	7	7	3	3	10	3	7	0	0	0	10	0

〔税制課〕